

**令和 7 年度西淀川区コミュニティ育成事業業務委託
募集要項（公募型プロポーザル）**

1 案件名称

令和 7 年度西淀川区コミュニティ育成事業業務委託

2 業務内容に関する事項

（１）事業目的と概要

価値観の多様化やプライバシー意識の高まりにより地域への愛着・帰属意識が低下し、地域における人と人とのつながりが希薄化している。

本事業は、区民や市民活動団体・企業等西淀川区にかかわる様々な方との協働によりイベントやスポーツ大会等を開催し、多くの区民が参加し、交流できる場を提供することで地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

その目的を達成するため、民間事業者の持つノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

（２）業務内容

具体的内容については、別紙 1「令和 7 年度西淀川区コミュニティ育成事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」を参照のこと。

（３）事業規模（契約上限額）

金 9,841,000 円（消費税及び地方消費税相当額 10%を含む）

（４）契約期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

（５）履行場所

発注者指定場所

（６）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。事業実施において、発注者が支払う委託料とは別に協賛金や出店料を徴収し事業費に賄うことができるものとする。協賛金や出店料を集めることは受注者の業務内容に含むものとする。また、協賛金や出店料の減収に対して委託料の増額を行わない。

3 契約に関する事項

（１）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽があった場合や各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不適当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書（案）

別紙 2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) 再委託について

- ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え、契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付す場合、書面により再委託等の相手方と契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。
また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

- ア 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行う。
- イ 契約の締結は本業務にかかる令和 7 年度予算の発効を条件とする。予算の発効がなければ契約の締結は行わない。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次の基準の全てに該当し、発注者の参加資格審査において、その資格を認めた者は、本プロポーザルに参加することができる。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

- ウ 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）、消費税及び地方消費税、固定資産税を完納していること。
- エ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 参加申請書の提出時において、会社再生法に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者でないこと。
- カ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- キ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからカの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件を全て満たしていること。
 - ①構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことができる事業者とすること。
 - ②参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤代表者を含む全ての構成員が、単独若しくは他の共同事業体で本プロポーザルの参加申請を行うことはできない。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和6年 12月18日（水）
・ 質問の受付期限	令和7年 1月8日（水）
・ 質問への回答	令和7年 1月16日（木）
・ 参加申請関係書類の提出期限	令和7年 1月24日（金）
・ 参加資格審査結果通知	令和7年 1月28日（火）
・ 企画提案書の提出期限	令和7年 2月7日（金）
・ プレゼンテーション審査	令和7年 2月19日（水）
・ 選定結果通知	令和7年 2月下旬
・ 契約締結・事業開始	令和7年 4月1日（火）

6 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付・回答

ア 受付期間

令和6年12月18日（水）から令和7年1月8日（水）午後5時30分まで（必着）

イ 提出方法

「質問票（様式1）」に質問内容等記載し、西淀川区役所地域支援課へ電子メールで送付すること。送付後は電話確認を行うこと。

件名に「【質問】コミュニティ育成事業業務委託」と明記すること。

ウ メールアドレス tk0013@city.osaka.lg.jp

エ 質問への回答 令和7年1月16日（木）に西淀川区ホームページに掲載する。

(2) 参加申請手続き及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式2)
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状(様式3)《共同事業体で申請の場合のみ提出》
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式4)
- (エ) 使用印鑑届(様式5)
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (カ) 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)
- (キ) 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)
【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人住民税)並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)
- (サ) 共同事業体協定書(写し)《共同事業体で申請する場合のみ提出》
※共同事業体の場合、(ウ)及び(カ)～(コ)は構成員となる全ての事業者について提出すること。
※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
※(エ)～(コ)は、令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式2または様式3に承認番号を記載すること)。

イ 受付期間

令和6年12月18日(水)から令和7年1月24日(金)午後5時30分まで(必着)

ウ 提出方法

下記9の提出先まで提出すること。持参のほか送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和7年1月28日(火)に様式2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

(3) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

- (ア) 公募型プロポーザル企画提案書(様式6)
- (イ) 提案書
以下の項目が記載されたもの(様式は自由、A4判(両面)20枚までで作成すること)とし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。図等の使用も可とする。ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まない。
 - ①事業目的と概要を踏まえた本業務に対する考え方、実施方針
 - ②各事業の企画、実施計画
 - ・ 各事業における事業コンセプト
 - ・ 各事業における実施スケジュール、企画、実施計画を提案すること。特に下記の要点を明確にすること。

＜区民まつり＞

- ・区制 100 周年を記念する催し、出店、プログラム、会場に関する実施計画

＜スポーツイベント①区民スポーツ大会＞

- ・西淀川区体育厚生協会との協働のあり方

＜スポーツイベント②西淀川区民駅伝大会&親子ミニマラソン＞

- ・イベント運営における警備計画、必要人員の確保の方法

＜スポーツイベント③剣道を通じた体験イベント＞

- ・外国にルーツのある方の参加を促す手法、具体的なイベントの実施計画

＜スポーツイベント④区民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションイベント＞

- ・西淀川区スポーツ推進委員協議会・区制 100 周年記念事業実行委員会との協働のあり方

＜各事業共通＞

- ・集客数などの成果を図る適正な指標設定
- ・外国にルーツのある方と地域の交流や外国文化の理解促進につながる内容や手法
- ・多言語に対応した効果的な広報活動
- ・協賛金の収集方法や出店料・参加料等の設定基準などの収入のあり方
- ・安全管理、イベント運営など
- ・広報、情報発信など
- ・その他、多くの区民に参加・参画してもらう工夫、付加サービス等自社のノウハウを生かした取り組みなど

③本業務にかかる実施体制

(ウ) 業務実績調書(様式 7) ※ただし、実績がない場合は提出不要。

(エ) 提案見積書(様式 8)

イ 受付期間

上記(2)エの参加資格審査結果通知(合格)を受け取った日から令和 7 年 2 月 7 日

(金) 午後 5 時 30 分まで(必着)

ウ 提出方法

下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか送付での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 提出部数

10 部(正本 1 部・副本 9 部※副本は複写可)

※副本については、事業者が特定されないよう、事業者名や事業者が特定される箇所にマスキングを行うこと。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、「令和 7 年度西淀川区コミュニティ育成事業業務委託公募型プロポーザル選定会議」(以下「選定会議」という。)が行い、その意見を受けて、発注者が受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

イ 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション審査

①実施日時

令和 7 年 2 月 19 日(水) 11 時 30 分

※プレゼンテーション審査の詳細は、別途提案者へ連絡する。

②実施場所

大阪市西淀川区御幣島 1-2-10 西淀川区役所 会議室（予定）

③内容・方法等

- ・ 上記 6（3）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。
- ・ 1 者あたり 30 分（説明 10 分、質疑応答 20 分）とし、参加者は 1 者あたり 3 名以内とする。
- ・ 実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

（2）選定基準

審査項目		審査内容	配点
業務の理解度		・ 本事業の目的を理解した企画となっているか。	20 点
企画内容	西淀川区民まつり	・ 企画内容が趣旨に合致しており、創意工夫された内容となっているか。	20 点
	スポーツイベント	・ 多くの区民の参加が見込まれる内容となっているか。 ・ 区民や市民活動団体等との協働が見込めるか。	20 点
実行性		・ 提案内容は実現可能で具体性があるか。 ・ 事業成果を図る指標は妥当か。 ・ 協賛金等の自主財源の確保が適切に見込まれているか。	10 点
事業全体の実施運営体制		・ 事業を確実かつ円滑に遂行できる運営体制が確保されているか。 ・ 民間、地域、ボランティア等と連携した体制がとられているか。	10 点
イベント実施時の体制		・ イベントを確実に進行運営できるか。 ・ 安全対策は適切か。	10 点
積算の妥当性		・ 経費見積額は、提案業務内容に対して適正な金額か。	10 点
合 計			100 点

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、選定会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が 2 者以上（同点）の場合

- ・ 「企画内容」の合計点が高い者を受注予定者とする。
- ・ 「企画内容」の合計点が同じ場合は、「業務の理解度」の合計点が高い者を受注予定者とする。
- ・ 「業務の理解度」の合計点も同じ場合は「実行性」の合計点が高い者を受注予定者と

する。

- ・ 「実行性」の合計点も同じ場合は「見積価格」が低い者を受注予定者とする。

ウ 全委員の合計の平均評価点が 60 点未満もしくは一委員でも 1 項目あたり 2 割以下の点数がある場合は受注予定者として選定しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 選定会議の委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 提案見積書に記載の額が、上記 2 (3) の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、すべての参加者に対し、令和 7 年 2 月下旬に通知するとともに、西淀川区ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての企画提案書は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・受注予定者選定の用以外に提案者に無断で使用しない（ただし、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の書類の提出、差し替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合はこの限りではない。
- (6) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務においては、発注者と協議を行い策定する仕様にに基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うこと

ができるものとする。ただし、上記 7（2）ウにおいて、全委員の合計の平均評価点が 60 点未満もしくは一委員でも 1 項目 2 点以下がある場合は受注予定者として選定しない。

9 提出先・問い合わせ先

〒555－8501 大阪市西淀川区御幣島 1－2－10

大阪市西淀川区役所地域支援課

電話：06（6478）9734

F A X：06（6478）5979

E-mail：tk0013@city.osaka.lg.jp

受付については、午前 9 時から午後 5 時 3 0 分までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後 0 時 1 5 分から午後 1 時までを除く。